

# 研究実施計画書

研究課題名

大阪府腎移植患者の実態調査

一般社団法人大阪透研究会 「大阪府下腎移植実態調査」 研究計画書

研究責任者
大阪大学大学院医学系研究科 器官制御外科学講座（泌尿器科学） 角田 洋一

第一稿：2023年8月14日

第二稿：2023年8月28日

第三稿：2023年9月20日

第四稿：2024年12月3日

## 目次

0. 研究のアウトライン	4
1. 適用指針等	5
2. 研究の実施体制	5
3. 研究の科学的合理性の根拠	5
4. 研究の目的及び意義	5
5. 研究の方法及び期間	6
6. 研究対象者の選定方針	6
7. インフォームド・コンセントを受ける手続等（インフォームド・コンセントを受ける場合には、指針 第 8 の規定による説明同意に関する事項を含む）	7
8. 個人情報等の取扱い（匿名化する場合にはその方法、匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨を含む。個人情報等の安全管理に関する内容を含む）	7
9. 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策	9
10. 試料・情報の保管及び廃棄の方法	9
11. 研究機関の長への報告内容及び方法	11
12. 研究の資金源等その他の研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益その他の研究者等の研究に係る利益相反に関する状況	12
13. 研究に関する情報公開の方法	12
14. 研究により得られた結果等の取扱い	13
15. 研究対象者等及びその関係者が研究に係る相談を行うことができる体制及び相談窓口（遺伝カウンセリングを含む。）	13
16. 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、指針第 9 の規定による手続（第 8 及び第 9 の規定による代諾者等の選定方針並びに説明及び同意に関する事項を含む）	13
17. インフォームド・アセントを得る場合には、指針第 9 の規定による手続（説明に関する事項を含む）	14
18. 研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究	14
19. 研究対象者等の経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容	14
20. 侵襲を伴う研究の場合には、重篤な有害事象が発生した際の対応	14
21. 侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容	14
22. 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応	14

- 23. 研究に関する業務の一部を委託する場合には、当該業務内容及び委託先の監督方法 ..... 15
- 24. 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容 ..... 15
- 25. モニタリング及び監査を実施する場合には、その実施体制及び実施手順 ..... 15

## 0. 研究のアウトライン

研究の概要	大阪府で行われた腎移植に関する実態調査
ヒトゲノム及び 遺伝子研究への 該当性	<input type="checkbox"/> 該当する ↓ 単一性遺伝子疾患等（関連遺伝子が明確な多因子疾患を含む。）を含むか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 現時点では不明である <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
研究の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 患者（疾患名等：腎移植施行症例） <input type="checkbox"/> 健康人（募集対象：なし） <input type="checkbox"/> 死者
群の構成	<input checked="" type="checkbox"/> 群の概念なし <input type="checkbox"/> 単群 <input type="checkbox"/> 2群以上（詳細：）
研究デザイン	介入： <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（詳細：） ↓ 観察研究： <input checked="" type="checkbox"/> 横断研究 <input type="checkbox"/> 症例・対照研究 <input type="checkbox"/> コホート研究 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：）
	侵襲： <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 軽微な侵襲あり <input type="checkbox"/> （軽微でない）侵襲あり
	医薬品・医療機器等の有効性・安全性を評価する研究 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する ↓ 臨床研究法下の研究に該当しない理由 <input type="checkbox"/> 臨床研究法の適用除外にあたる <b>観察研究*</b> に該当するため <small>*臨床研究法の適用除外にあたる観察研究とは、「研究の目的で検査、投薬その他の診断又は治療のための医療行為の有無及び程度を制御することなく、患者のために最も適切な医療を提供した結果としての診療情報又は試料の収集により得られた情報を利用する研究」である。</small> （詳細：） <input type="checkbox"/> 体外診断用医薬品の有効性・安全性を評価する研究であるため （詳細：） <input type="checkbox"/> その他（具体的に：）
	研究対象としての医薬品・医療機器等の使用 <input checked="" type="checkbox"/> 使用しない <input type="checkbox"/> 使用する（医薬品・医療機器等の名称：超音波診断装置） ↓ <input type="checkbox"/> 薬事承認済み <input type="checkbox"/> 未承認 <input type="checkbox"/> 適応外使用
	その他、特記事項

## 1. 適用指針等

本研究は、「ヘルシンキ宣言」及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下、生命・医学系研究指針）」、「診療情報の提供等に関する指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（厚生労働省）等を遵守して実施する。  
また、研究の実施体制に記載された者は、所属する機関における指針・規程等に準拠して実施する。

## 2. 研究の実施体制

### 【研究代表者】

機関名： 大阪大学大学院医学系研究科

所属： 器官制御外科学講座（泌尿器科学） 役職： 講師 氏名： 角田 洋一

### 【研究事務局】

大阪大学大学院医学系研究科 器官制御外科学講座（泌尿器科学）

### 【匿名化についての責任者（対応表の管理者）】

匿名化についての責任者は匿名化を行う機関の研究責任者とする。

その他（ ）

### ●研究機関

大阪府下の腎移植実施施設と、大阪府下で腎移植を受けた患者の診療に携わる施設とする。ただし後者は大阪府外の施設を含む。

## 3. 研究の科学的合理性の根拠

本研究はレジストリー・データベースを作成する研究である。大阪における腎移植医療の評価のための基盤となる研究である。

## 4. 研究の目的及び意義

### 4-1 研究の目的

本研究はデータを集積し、大阪府下での腎移植の症例数、生存率・生着率等の基礎データを計測し、大阪における腎移植医療の評価・発展に寄与することを目的とする。レジストリーやデータベースを作成するための研究であるため、主要評価項目、副次評価項目は定めない。

### 4-2 予想される医学上の貢献及び意義

本研究は大阪において実施された腎移植例の全例を対象とした観察型疫学研究である。集積したデータから計測する大阪府下での腎移植の症例数、生存率・生着率等は大阪における基礎データであり腎移植医療の評価・発展のために必要な指標である。腎移植実施後の症例登録により年間症例数を把握する。定期的に、登録症例について移植時の詳細データをベースラインデータとして回収する。さらに過去全登録症例の追跡調査を定期的に実施することにより、移植後のアウトカム情報（患者の予後（生存）、移植腎の予後（生着）、合併症の有無等）を取得し、生存率・生着率等の検討を行う。信頼性の高い有意義な成果を得るために、全数調査を目標としている。また、ドナー（臓器提供者）の長期予後に関する情報も重要であることから、ドナーについても腎提供時

の詳細データをベースラインデータとして回収し、定期的に全登録症例の腎機能の推移や生存の有無等についてデータを取得、登録して追跡調査を実施する。

## 5. 研究の方法及び期間

### 5-1 研究の方法

大阪府において実施された腎移植例の全例について、テンプレート（エクセル様式で各観察項目を入力するように作成したもの）に記載されたデータを各研究機関から電子メールにて収集する。

### 5-2 観察項目および検査項目

- ① 患者基本情報：年齢、性別、血液型、原疾患、輸血歴、妊娠歴、透析期間
- ② 腎移植に関する基本情報：生体腎移植・献腎移植、ドナーとの関係
- ③ 腎移植後の転帰：生着・廃絶の有無、廃絶理由、生存の有無、死亡理由

### 5-3 評価項目（アウトカム）

本研究はレジストリーやデータベースを作成するための研究であるため、主要評価項目、副次評価項目は定めない。また個人情報については、匿名化番号を使用し保護する。

### 5-4 統計解析方法

本研究はデータベース作成のため、被験者のデータを網羅的に収集することを目的とし、主要評価項目および副次評価項目は設定しない。データベース構築の段階では、各収集項目について、連続型データは中央値および標準偏差を計算する。カテゴリー型データについては、割合を計算する。

### 5-5 予定研究対象者数及びその設定根拠（統計学的な根拠によらずに研究対象者数を設定する場合を含む）

大阪において実施された腎移植例の全例を登録する。目標症例数は定めない。

### 5-6 研究予定期間

1年間に腎移植を施行した症例、過去に施行した症例を年1回調査し発表する。  
今後新たな変更・修正等による審査の必要がない限り、5年ごとに更新・継続する予定である。

**研究期間：**研究機関の長の研究実施許可日

## 6. 研究対象者の選定方針

以下の選択基準を全て満たし、除外基準のいずれにも合致しない者を本研究の対象者とする。

### 選択基準

大阪府下において実施された腎移植全例のうち、研究参加に同意した者。

### 除外基準

除外基準なし。

**7. インフォームド・コンセントを受ける手続等（インフォームド・コンセントを受ける場合には、指針 第 8 の規定による説明同意に関する事項を含む）**

- ・本研究に関する情報を研究対象者又はその代理人が「容易に知り得る状態に置く」とともに、拒否の機会を保障する（オプトアウト）。IC を取得せずに研究を行う根拠を次に記載する。本研究は、他の研究機関に既存の要配慮個人情報（診療情報）のみを提供する研究である。原則 IC が必要であるが、過去の症例については本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合が想定され、また、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、IC 取得が困難である。更に、学術研究機関である本学が、学術研究目的に行う研究であり研究対象者の権利利益を不当に侵害する恐れはないため。（生命・医学系研究指針ガイダンス第 8（3）ア(ウ)に該当する。）

**【「容易に知り得る状態に置く」方法】**

- 1) 病棟や外来など研究対象者が目にするところにポスター等を掲示する。
- 2) 病棟や外来など研究対象者が目にするところにパンフレット等を備置き・配布する。
- 3) 病院のホームページに掲載する。

**8. 個人情報等の取扱い（匿名化する場合にはその方法、匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨を含む。個人情報等の安全管理に関する内容を含む）**

**8-1 当該研究で取り扱う個人情報**

当該研究で用いる個人情報は以下のとおりである。

- A**：個人情報：情報単体で特定の個人を識別することができるもの。他の情報（対応表等）と照合すると特定の個人を識別することができるもの。  
（具体的に： ）
- B**：要配慮個人情報：個人情報のうち、不当な差別等の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する記述が含まれるもの  
（具体的に： ）
- C**：個人情報：個人識別符号が含まれるもの  
（具体的に： ）
- D**：個人情報以外の個人に関する情報  
（具体的に：5. 研究の方法および機関に明記した観察項目および検査項目）

**8-2 個人情報の加工の実施について** → 上記 8-1 で D 以外を選択した場合、以下を記載

- 加工しない個人情報を解析に使用する
- 加工しない個人情報を共同研究機関または委託先などに提供する/提供を受ける

当該研究において取扱う個人情報の加工については下表のとおりとする。

加工後、対象者に固有の識別コードなどを用いた加工を行う場合は、個人識別性は残るため個人情報と考える。また、識別コードを作成しない加工を行う場合についても、特殊な病歴の症例も含まれており、個人識別性は一部残ると考えられ個人情報として扱う。

試料・情報の取得・提供・収集 を行う機関	加工	対応表
-------------------------	----	-----





#### 8-4 苦情処理その他の必要な措置：

苦情について、相談窓口を設置する。

#### 8-5 共同研究等で情報・試料提供時の安全管理対策について

提供しない/提供を受けない

対策を行う（具体的に：輸送の場合は追跡可能な方法で輸送、電子メールでの送付の場合はパスワードを設定した電磁媒体でE-Mailで送付）

#### 8-6 保有する個人情報の開示等

個人情報の開示等を求められた機関の長は、本人等から、保有する個人情報のうちその本人を識別することができるものについて、個人情報の開示とその利用目的の通知を求められた場合には、請求者に対し、遅滞なく、書面により通知する。また、通知しない場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努める。研究期間中ならびに研究終了後における研究対象者等からの保有する個人情報の開示等については、生命・医学系研究指針および機関の定める規程に準じて対応する。利用目的を変更する場合は、原則当該変更の内容について被験者に通知又は公表しなければならない。

### 9. 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策

本研究は、診療録の情報をを用いた観察研究であるため、本研究に参加することによる身体的な負担やリスクは生じない。

#### 9-2 研究対象者に予測される利益

研究対象者が個別に直接、利益を得ることは考えにくいですが、本研究によって得られるデータは今後の大阪における腎移植医療の評価・発展に貢献するものとする。

#### 9-3 総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策

研究対象者に対する直接的なリスクは生じない。個人情報については、資料保管場所の施錠および電子データに対してはアクセス可能な者をユーザーIDとパスワードで管理し、安全管理対策をして対応する。

### 10. 試料・情報の保管及び廃棄の方法

#### 10-1 研究に用いる試料の種類

ない

ある 試料の種類：

##### 10-1-1 試料の保管について

研究成果として発表する論文等に用いられる試料は、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならないが、少なくとも最終の論文等の発表から各研究機関が定める規程で定められた期間、施錠可能な場所で保管する。

#### ①保管期間中の試料の保管について

試料を取得した機関で保管する

提供先の機関で保管する

その他（ ）

### 10-1-2 試料の破棄について

- 加工のまま密封容器で破棄
- 加工のまま焼却処分
- その他 ( )

### 10-2 研究に用いる情報

- ない
- ある

#### 10-2-1 情報の保管について

研究成果として発表する論文等に用いられる情報は、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならない。少なくとも最終の論文等の発表から各研究機関が定める規定で定められた期間、施錠可能な場所で保管する。

#### 10-2-2 クラウドサービスの利用

- 利用しない
- 利用する

データ集積管理システム：

クラウドサービス提供事業者の名称：

情報が保存される サーバが所在する国の名称：

#### 10-2-3 情報の破棄について

8-3-5 に記載

### 10-3 試料・情報の提供について

- 研究機関等の中で提供なし
- 研究機関等の中で提供あり

研究機関等の中で試料・情報の提供については以下のとおりである。

提供元 *計画書2参照	提供先 (機関名)	提供を行う 試料・情報の項目	提供元の機関における 試料・情報の取得の経緯及び手続き
1. 共同研究機関 として試料・情報 の提供を行う機関	大阪大学	検査データ、 診療情報	<input checked="" type="checkbox"/> 提供元の機関の診療過程で取得 <input type="checkbox"/> 提供元の機関で本研究のために 新たに取得 <input type="checkbox"/> 提供元の機関が実施する(し た)他研究で取得 <input type="checkbox"/> 提供元の機関以外から取得(※ 1)
	大阪府下の腎移植実 施施設と、大阪 府下で腎移植を 受けた患者の診 療に携わる施設 (ただし後者は 大阪府外の施設 を含む)	検査データ、 診療情報	
2. 共同研究機関 以外で既存試料・ 情報の提供のみを 行う機関			<input type="checkbox"/> 提供元の機関の診療過程で取得 <input type="checkbox"/> 提供元の機関が実施する(し た)他研究で取得 <input type="checkbox"/> 提供元の機関以外から取得(※ 1)

			<input type="checkbox"/> 倫理審査委員会へ付議（※2）＋ 機関の長の許可または機関の長 の把握（※3）
3. 研究協力機関			<input type="checkbox"/> 提供元の機関で本研究のために 新たに取得 <input type="checkbox"/> 機関の長の把握（※3）

< 試料・情報の提供に関する記録 >

試料・情報の提供を行う場合（指針第8の3参照）

- ・研究責任者は、当該試料・情報の提供に関する記録として、研究計画書を当該記録に係る当該試料・情報の提供を行った日から3年を経過した日までの期間保管する。
- ・既存試料・情報の提供のみを行う者は、当該試料・情報の提供に関する記録（様式1・様式2等）を作成し、当該記録に係る当該試料・情報の提供を行った日から3年を経過した日までの期間保管する。なお提供について、当該試料情報を提供する機関の長が把握できるようにする。
- ・研究協力機関において試料・情報の提供のみを行う者は、当該試料・情報の提供に関する記録（様式1・様式2等）を作成し、当該記録に係る当該試料・情報の提供を行った日から3年を経過した日までの期間保管する。なおその提供について、当該研究協力機関の長が把握できるようにする。
- ・適切な手続きが取られていることを確認する方法については、提供元の機関から申告を受ける方法その他適切な方法によって行う。具体的には、口頭で申告を受ける方法、所定の書式に記載された書類の送付を受け入れる方法、ホームページで確認する方法、メールで受け付ける方法など。

## 11. 研究機関の長への報告内容及び方法

### 11-1 研究の進捗状況

研究責任者は、年に1回、研究の進捗状況を研究機関の長に文書で報告する

### 11-2 研究の倫理的妥当性もしくは科学的合理性を損なう事実等の情報を得た場合

研究責任者は、研究の倫理的妥当性もしくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報であって研究の継続に影響を与えると考えられるものを得た場合は、遅滞なく研究機関の長に報告する

### 11-3 研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう事実等を得た場合

研究責任者は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう事実等若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合は、速やかに研究機関の長に報告する

### 11-4 研究に関連する情報の漏えい等重大な懸念が生じた場合

研究責任者は、研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合は、速やかに研究機関の長に報告する

### 11-5 研究終了又は中止の報告

研究責任者は、研究を終了又は中止したときは、遅滞なく文書により研究機関の長に報告する

## 12. 研究の資金源等その他の研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益その他の研究者等の研究に係る利益相反に関する状況

### 12-1 本研究の資金源等（予定を含む全研究期間）※複数選択可

- 教室研究費等
- 公的機関からの資金（ 科研費、 AMED、 その他（ ））  
（課題名： \_\_\_\_\_ 研究代表者名： \_\_\_\_\_）
- 奨励寄附金  
寄附金寄付者： \_\_\_\_\_
- 助成金  
助成金提供者： \_\_\_\_\_
- 共同研究・受託研究費  
研究費提供者： \_\_\_\_\_
- 資材（医薬品、機器類（アプリ、ソフトウェア等も含む）、器材類、その他消耗品類など）  
（提供者： \_\_\_\_\_ / 内容： \_\_\_\_\_）
- 労務（資料作成、統計解析、CRC など）  
（提供者： \_\_\_\_\_ / 内容： \_\_\_\_\_）
- その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

### 12-2 研究者等の研究に係る利益相反に関する状況

利益相反については、各研究機関で定められた利益相反マネジメントの手順に従い、必要に応じて各研究機関の利益相反マネジメント委員会へ報告した上で、適切に公表して研究を実施する。

## 13. 研究に関する情報公開の方法

### 13-1 研究結果の公表

- 研究成果は研究対象者を特定できないようにした上で学会や学術雑誌等で公表する
- 公表しない  
（理由： \_\_\_\_\_）
- その他  
（具体的に： \_\_\_\_\_）

### 13-2 公開データベースへの登録（介入研究は登録必須・介入研究以外も登録に努める・複数選択可）

- 本研究を始める前に下記の公開データベースへ登録を行う。  
また、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて適宜更新し、研究終了時には、同公開データベースに研究結果の登録を行う。
  - 厚生労働省が整備するデータベース（Japan Registry of Clinical Trials: jRCT）
  - 大学病院医療情報ネットワーク研究センター 臨床試験登録システム (UMIN)
  - その他の公開データベース  
（名称： \_\_\_\_\_）
- 登録しない
  - 介入研究ではないため登録しない。
  - 研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とする。→ 倫理委員会の意見を聞いて研究機関の長が判断する。

その他（詳細： ）

#### 14. 研究により得られた結果等の取扱い

研究対象者等への説明方針は以下のとおりであり、研究参加の同意取得の際に、その方針について説明し、同意を得ておく。

事前に定めた説明方針から外れる場合は、倫理委員会に意見を求めた上で対応を決める。

対象者等へ原則として説明しない

[説明しない理由]：

この研究で行う検査や解析は、研究目的に施行するものであり、対象者の診断を目的とするものではないため、現時点での検査結果は説明しない。

対象者等へ原則として説明する

#### 15. 研究対象者等及びその関係者が研究に係る相談を行うことができる体制及び相談窓口（遺伝カウンセリングを含む。）

##### 15-1 相談を行うことができる体制及び相談窓口について

研究責任者が研究対象者等の当該研究に係る相談を適宜行うことができる体制を整備し、窓口については説明文書等に明記する。

#### 16. 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、指針第9の規定による手続（第8及び第9の規定による代諾者等の選定方針並びに説明及び同意に関する事項を含む）

該当しない

該当する

16歳以上の未成年者 [代諾者とあわせて本人からもインフォームド・コンセントが必要]

侵襲がなく、かつ、代諾者からのインフォームド・コンセントの取得が難しい。

（代諾者から取得できない理由： ）

従って、本人からのインフォームド・コンセントに加えて代諾者に対してオプトアウトを実施する。

16歳未満の未成年者 [対象者の年齢に合わせてインフォームド・アセントが必要]

認知症や精神障害、知的障害等を伴う疾患を有する等により、有効なインフォームド・コンセントを与えられない者

死者（生前における明示的な意思に反していない場合に限る。）

その他（ ）

##### 16-1 代諾者等の選定方針（代諾者等は成人に限る）

研究対象者の配偶者、父母、兄弟姉妹、子・孫、祖父母、同居の親族又はそれら近親者に順ずると考えられる者

研究対象者が未成年者である場合、親権者又は未成年後見人

研究対象者の代理人（代理権を付与された任意後見人を含む）

16-2 代諾者等が必要な者の研究参加が必要不可欠な理由を記載理由：

16-3 代諾者への説明事項

17. インフォームド・アセントを得る場合には、指針第9の規定による手続（説明に関する事項を含む）

- 該当しない  
 該当する  
 アセント文書にて説明し、文書にて賛意を表するか、口頭にて確認し記録を残す  
 その他 具体的に：

18. 研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究

- 該当しない  
 該当する

19. 研究対象者等の経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容

- 該当しない  
 該当する

20. 侵襲を伴う研究の場合には、重篤な有害事象が発生した際の対応

- 侵襲なし  
 侵襲あり（軽微を含む）

21. 侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容

- 該当しない  
 該当する（軽微な侵襲ありの場合も含む）

22. 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応

- 該当しない  
 該当する  
研究対象者への研究実施後においては、研究対象者が研究の結果より得られた利用可能な最善の医療（予防、診断及び治療）を受けられるように努める。  
具体的に記載：

**23. 研究に関する業務の一部を委託する場合には、当該業務内容及び委託先の監督方法**

- 該当しない  
 該当する  
     契約予定    契約済み

**23-1 業務委託先および業務内容**

業務委託先：

業務内容：

**23-2 委託先の個人情報等の安全管理措置について**

委託先の個人情報の安全管理措置の責任は委託を行った研究責任者である。

業務を通じて監督を行うほか、委託先から業務報告を受け、監督指導を行う。

**24. 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供できる可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容**

- 該当しない：2次利用する計画は今のところない  
 該当する

**24-1 将来用いられる可能性のある研究の目的及び内容**

本研究で収集した情報は、同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いる可能性がある。

加工された情報の二次利用及び他研究機関への提供の際は、必要に応じて新たな研究計画を立て、生命・医学系研究指針に則り必要に応じて倫理審査委員会で承認された後に用いる。

**24-2 他の研究機関への提供の目的及び提供できる可能性がある研究機関の名称**

研究機関名：

提供の目的：

**25. モニタリング及び監査を実施する場合には、その実施体制及び実施手順**

**25-1 モニタリングについて（侵襲<軽微な侵襲を除く>がある介入を行う研究は必須）**

- 実施しない  
 実施する

**25-2 監査について**

- 実施しない。  
 実施する

